

●香川県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成31年4月1日	城南皮膚科医院	丸亀市柞原町776番地5
令和元年12月3日	医療法人社団良亜会アイファミリークリニック	丸亀市川西町南826番地
令和2年5月21日	三浦内科・みちこ小児科クリニック	丸亀市土器町東7丁目886番地
令和2年8月26日	医療法人社団仁慶会はやしクリニック	丸亀市柞原町633番地1
令和2年9月1日	医療法人社団三谷医院	丸亀市飯野町東二1396番地1
令和2年9月1日	医療法人社団樹希会はやし整形外科リハビリクリニック	丸亀市土器町西1丁目1441番地1
令和2年11月11日	にししょう小児科・内科医院	丸亀市津森町239番地36